第三十五条を次のように改める。

第三十五条　削除

第四十二条第一項中「圧力〇・一メガパスカル以上の気圧下における」及び「水深十メートル以上の場所における」を削る。

第四十四条第二項中「つど」を「都度」に、「記録しておかなければならない」を「記録した書類を作成し、これを五年間保存しなければならない」に改める。

別表第一から別表第三までを削る。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

2　この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（労働安全衛生規則の一部改正）

3　労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）の一部を次のように改正する。

第三十六条第二十号の二及び第二十二号中「気閘室」を「気こう室」に改める。

第六百四十条第一項第二号中「第一条第三号」を「第一条の二第四号」に、「同条第四号の気閘室」を「同条第五号の気こう室」に改める。

告　示

〇厚生労働省告示第四百五十七号

高気圧作業安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第四十号）第八条第二項並びに第十六条及び第十八条第一項（同令第二十七条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、高気圧作業安全衛生規則第八条第二項等の規定に基づく厚生労働大臣が定める方法等を次のように定め、平成二十七年四月一日から適用する。

平成二十六年十二月一日　厚生労働大臣　塩崎　恭久

高気圧作業安全衛生規則第八条第二項等の規定に基づく厚生労働大臣が定める方法等

（予備空気槽の内容積の計算方法）

第一条　高気圧作業安全衛生規則（以下「規則」という。）第八条第二項の厚生労働大臣が定める方法は、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める式により計算する方法とする。

一　潜水作業者に圧力調整器を使用させる場合

$$V=\frac{40\ (0.03D+0.4)}{P}$$

この式において、V、D及びPは、それぞれ次の数値を表すものとする（次号において同じ。）。

V	予備空気槽の内容積（単位　リットル）
D	最高の潜水深度（単位　メートル）
P	予備空気槽内の空気の圧力（単位　メガパスカル）

二　前号に掲げる場合以外の場合

$$V=\frac{60\ (0.03D+0.4)}{P}$$

（酸素ばく露量の計算方法）

第二条　規則第十六条の厚生労働大臣が定める方法は、次に定める式により求めた次条第一項各号の区間（平均酸素分圧が五十キロパスカルを超える区間に限る。以下この項において同じ。）ごとの酸素ばく露量を一日又は一週間について合計する方法とする。

$$UPTD=t\left(\frac{PO_2-50}{50}\right)^{0.83}$$

この式において、UPTD、t及びPO_2は、それぞれ次の値を表すものとする。

UPTD	tの区間における酸素ばく露量の合計
t	次条第一項各号の区間の時間（単位　分）
PO_2	tの区間の平均酸素分圧（単位　キロパスカル）

2　規則第十六条の厚生労働省令で定める値は、一日について六百、一週間について二千五百とする。

（厚生労働大臣が定める区間等）

第三条　規則第十八条第一項第二号の厚生労働大臣が定める区間は、加圧の開始から減圧の終了までを次の各号に定める区間ごとに区分したそれぞれの区間とする。

一　窒素及びヘリウムの濃度並びに加圧又は減圧の速度が一定の区間

二　窒素若しくはヘリウムの濃度又は加圧若しくは減圧の速度が変化している区間

2　規則第十八条第一項第二号の厚生労働大臣が定めるところにより区分された人体の組織は、別表の「半飽和組織」欄に掲げる組織とする。

3　規則第十八条第一項第二号イの厚生労働大臣が定める方法は、別表の「半飽和組織」欄に掲げる組織ごとに、第一号により求めた窒素分圧と第二号により求めたヘリウム分圧を合計する方法とする。

一　当該半飽和組織の窒素分圧

$$P_{N_2}=(P_a+P_b)\,N_{N_2}+RN_{N_2}\left(t-\frac{1}{k}\right)-\left\{(P_a+P_b)\,N_{N_2}-Q_{N_2}-\frac{RN_{N_2}}{k}\right\}e^{-kt}$$

この式において、P_{N_2}、P_a、P_b、N_{N_2}、R、t、k、Q_{N_2}及びeは、それぞれ次の値を表すものとする。

P_{N_2}	第一項各号の区間が終わる時点の当該半飽和組織の窒素分圧（単位　キロパスカル）
P_a	大気圧として100（単位　キロパスカル）
P_b	当該区間が始まる時点のゲージ圧力（第四項において「圧力」という。）（単位　キロパスカル）
N_{N_2}	当該区間の窒素の濃度（窒素の濃度が変化する区間にあっては、当該区間の最高の窒素の濃度）（単位　パーセント）
R	当該区間の加圧又は減圧の速度（加圧又は減圧の速度が変化している区間にあっては、当該区間の最高の加圧又は減圧の速度）（単位　キロパスカル毎分）
t	当該区間の時間（単位　分）
k	$\frac{\log_e 2}{\text{別表の「半飽和組織」欄の区分に応じた「窒素半飽和時間」欄に掲げる時間}}$
Q_{N_2}	当該区間が始まる時点の当該半飽和組織の窒素分圧（単位　キロパスカル）とする。ただし、次に掲げる区間においては、それぞれ次に定める窒素分圧とする。
	イ　当該高圧室内業務における最初の区間（ロの区間を除く。）　74.5207
	ロ　高圧室内業務を終了した者で、最終の減圧が終了してから十四時間を経過しないものを更に高圧室内業務に従事させる場合における最初の区間　最終の減圧が終了してから当該高圧室内業務を開始するまでを一つの区間とみなして求めた区間が終わる時点の当該半飽和組織の窒素分圧
e	自然対数の底